

〔事案 25-86〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 3 月 18 日 和解成立

※本事案の申立人は、事案 25-85 の配偶者である。

<事案の概要>

契約転換時の説明不十分等を理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 6 月に、配偶者を契約者、自分を被保険者として契約した定期保険特約付終身保険を、平成 21 年 12 月に利率変動型積立終身保険に契約転換し、その後平成 22 年 1 月に自分に契約者変更したが、以下の理由から契約転換を無効として、元の、配偶者を契約者とする定期保険特約付終身保険に戻してほしい。

- (1) 転換前契約の主契約である終身保険部分が無くなることの説明がなかった。
- (2) 転換前契約の主契約部分を変えず、特約部分の変更であるとの認識で契約転換の申込みをした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人配偶者は、契約転換によって契約者貸付を消滅させるニーズを持っていた。
- (2) 申立人配偶者の希望は、契約転換前後で死亡保険金・保険料の額が変わらないことであって、終身保険を維持するニーズは示されなかった。
- (3) 募集人から、申立人を通じて配偶者に交付された設計書には保障内容が記載されており、また、申立人は募集人からの説明を「配偶者から聞いている」として自ら遮った。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、申立人配偶者による契約転換の際、配偶者は「転換後契約がアカウントの積立金から移行する終身保障保険ではなく、転換前契約と同様の終身保険である」と錯誤して、契約転換の申込みをしたので、その無効を求めるものと判断する。

2. 和解について

以下の事実を考慮すると、契約転換時の契約者である申立人配偶者から説明を受けることを任されていたと認められる申立人は、募集人から十分な説明を受けておらず、上記の錯誤の成立が認められる。よって、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。

- (1) 転換後契約はアカウント型の保険であり、保険料払込期間中はアカウントに積み立てられた積立金が所定の積立利率で運用され、保険料払込期間満了日の積立金が終身保障に移行されるものである。よって、一定額の終身保障があった転換前契約とは保障内容が大きく異なり、この点についての錯誤は契約の要素の錯誤といえる。
- (2) 募集人の事情聴取の結果、本契約転換の説明には以下の問題点があったことが認められる。

- ①募集人による本契約の設計書についての説明は、申立人の自宅の玄関先で短時間されたのみである。
 - ②本契約の設計書では、設計書作成システムの都合により、契約転換前後の比較表が作成されておらず、転換前後の契約を比較して説明を受ける機会がなかった。
 - ③募集人の契約転換に関する知識・経験は浅いうえ、本転換において、終身保険からアカウント型保険へ転換されることについて口頭では説明していない。
 - ④契約申込書の記載から、一見して、転換後契約が通常の終身保険ではなくアカウント型の保険であると理解することは困難である。
3. 申立人が、交付された設計書をよく検討しなかった点に一定の過失はあるものの、上記2.(2)記載の募集人の説明不足を考慮すれば、重大な過失があったとまで判断することはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。